

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争

4 老人保健法改悪反対闘争

経過

老人保健法は、八一年五月、第九四国会に提出されて二回継続審議になり、八二年八月、第九六国会で可決成立、八三年二月から施行になった。加入者按分率は、八三年度四七・二%、八四年度四五・一%、八五年度四四・七%という経過をたどっている。

老人保健法の見直しが具体化するのには、八五年八月、八六年度予算の概算要求で、厚生省の考え方が明確になってからであるが、それ以前に、国民健康保険中央会は五月、「国保財政危機突破大会」で加入者按分率一〇〇%を要求、一方、健康保険組合連合会は六月の緊急理事会で、按分率一〇〇%反対ののろしを上げていた。

厚生省の老人保健法の改定案は、一部負担の引き上げと按分率は八六年度八〇%、八七年度一〇〇%にするというものであった。厚生省案が、老人保健審議会および社会保障制度審議会に諮問されたのは八六年一月、両審議会から答申が出されたのは二月である。二月一四日、厚生省は改定案を第一〇四国会に提出したが、五月二二日、衆議院本会議で継続審議になり、六月二日に召集された第一〇五国会で衆議院が解散されたため、法案は廃案になった。

施行日を一部修正して改定案が国会に再提出されたのは、八六年九月一日に召集された第一〇七臨時国会である。衆議院社会労働委員会で具体的に審議がはじまったのは一〇月二三日からであり、衆議院本会議で一部修正のうえ可決されたのは、一二月二日である。参議院で具体的に審議開始になったのは一二月二七日であり、二日間延長された第一〇七国会で、改定案が再度修正のうえ可決成立をみたのは、一二月一九日である。かくして老人保健法等の改定は八七年一月一日から施行になった。

老健法闘争の特徴

老人保健法の見直しをめぐって、改定を促進するグループと改悪に反対するグループに分かれた。改定の促進を強く働きかけたのは、大蔵大臣の諮問機関である「財政制度審議会」(按分率一〇〇%を建議)、臨時行政改革審議会(老健法の早期成立を答申)、国民健康保険中央会はじめ全国市長会、全国町村会等国保関係諸団体で組織する国保財政危機突破対策本部(老健法の早期成立・按分率一〇〇%を要求)である。

当初、老健法の改定に反対したのは、野党、日経連、経済四団体、日本医師会、健康保険組合連合会、全国総合健保組合協議会、市町村共済連合会、労働組合、民主医療機関、被保険者や各種民主団体などであるが、経済四団体、健保連、全総協、市町村共済などは按分率八〇～一〇〇%反対に重点があった。日本医師会等は一部負担の増大に力点があった。老健法改定案が臨時国

会に再提出された直後の各団体等の言い分をみると、以下のとおりである。

野党四党…老健法改定案撤回を要求(八六年九月一六、一七日の衆議院本会議代表質問)。
経済四団体…中曽根首相に、加入者按分率引き上げに反対、五〇%に据え置くよう要望(八六年九月一八日)。
健保連・全総協…老人医療費拠出金増大阻止総決起大会で「按分率拡大を断固阻止する」ことを決議(八六年九月二四日)。
日本医師会…第七四臨時代議員会での羽田会長挨拶「老健法の一部負担増額は反対、加入者按分率一〇〇%は賛成、老健施設療養費の定額制は阻止」(八六年一〇月七日)。

日本医師会は八六年一月二三日に開いた「老人保健法改悪(一部負担増額)反対全国医師大会」で、「老人医療自己負担の大幅増額は、国民に対する医療・福祉行政の後退であり、受診抑制を招く今回の老人医療自己負担増額法案に強く反対する」という宣言を採択し、同趣旨の決議をおこなった。しかし、国会審議の進行過程で修正の動きがでてくると、条件闘争に戦術を転換していった。

健保連は、改定案の可決成立にあたって、参議院での修正で、拠出金の算定方法等について見直しの規定が設けられたことを評価しながら、「按分率の大幅引き上げは誠に遺憾である」という会長談話を発表している。

野党は当初から一貫して法案の撤回を求めてきた。衆参両院では修正案にも反対したが、自民党の賛成多数で押し切られた形になっている。なお、自・社・公・民四党共同提出の付帯決議は、いずれも共産党を除く各党の賛成で採択されている。最終段階で各党のとりくみに差がみられたことは否定できない。

一度は継続審議、廃案に

八五年後半から八六年六月、第一〇五回臨時国会で衆議院が解散し、廃案になるまで一年間のとりくみを、労働組合や諸団体についてみると、以下のとおりである。

八五年七月一八日、老人保健審議会がまとめた「老人保健制度の見直しに関する中間意見」について、医療・労働関係者等で組織する「健康保険改悪反対・国民の医療を守る中央連絡会」(健保中連)は七月三十一日、老健審の中間意見は「越権行為」であり、老人医療費自己負担増大の検討を中止するよう中曽根首相に要請書を提出した。総評は八月一日、患者の一部負担増や加入者按分率の変更阻止など反対の態度を明らかにした。全国一三万人の老人クラブは八月九日、「老人医療負担増反対・老人福祉予算確保・緊急代表者会議」を組織するとともに、老人医療費負担増の撤回を求める決議をおこなった。全国保険医団体連合会(保団連)は八月一六日、老健審の中間意見、中間施設懇談会の報告に反対の見解を発表、改善の方向を示した。

総評は九月三日、各単産委員長、県評議長に「老健法改悪反対」の決議をおこなうこと、健保連のおこなっている按分率引き上げ反対の署名活動には、前提条件つきで協力することを指示した。

九月一五日の「第一五回高齢者大集会」は、老健法の改悪に反対し、「高齢者が安心して保険・医療を受けられる制度の確立」など二二項目の統一要求を決定した。

総評は九月一九～二〇日、単産・県評社会保障部長会議を、中央社保協は九月二四～二五日、社会保障全国活動者会議を開き、臨時国会での共済年金改悪阻止とともに、一部負担と加入者按分率を大幅引き上げる老健法の改悪に反対する運動を強化する具体的な方針を決定した。

臨時国会の開会にともない、総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協の労働五団体は一〇月二〇日、一部負担や按分率引き上げの老健法に反対してたたかう統一見解を発表した。

一月中旬以降、共済年金改定案、医療法改定案の審議が進行するなかで、老健法はこれらのたたかいと結合して展開された。また年末に向けては、八六年度予算編成にたいする重要なたたかいと位置づけられ、とりくまれた。しかし、政府は、八六年度予算案で老健法にかんしては厚生省要求どおりの予算を計上した。

八六年に入って、保団連は一月二六日の第二四回定期総会で、老人保健法改悪反対、診療報酬改善等を求める決議をおこなった。中央社保協は一月三〇～三一日に、第二九回総会を開き、運動の重点課題の第一に老人保健法改悪の国会上程阻止、廃案に持ち込む運動を掲げ、国保の保険料滞納者にたいする制裁措置の即時撤回を求める決議をした。二月一日には医療団体連絡会議(六団体)、健保制度大改悪阻止東京連絡会(二三団体)、「くらしと福祉」東京運営会議(一三団体)、全国老地連が主催する「いのちを奪う老人医療改悪反対二・一決起集会」が開催された。

総評は二月五～六日の第七四回臨時大会で、老人保健法の改悪阻止を中心とする社会保障闘争の強化を春闘方針の大きな柱に据えた。また、国民春闘共闘会議は二月一三日、「国民春闘共闘単産・県春闘共闘社会保障担当者会議」をもち、老健法を中心に協議し、改悪に反対して廃案にする運動を強化することを再確認した。

八六年二月一四日に、老健法改定案が第一〇四通常国会に再上程された以降のたたかいをみると、以下のとおりである。

国民春闘共闘会議は二月二〇日、「老人保健法改悪阻止、社会保障・福祉後退予算案反対二・二〇中央集会」を開き、「老人保健法の改悪に反対する決議」をおこない、国会へデモ行進した。

健保中連は三月二日、「健保共闘活動交流研究集会」をもち、これからの各団体、地域でのたたかいの進め方について意思統一をおこなった。

総評、中央社保協は、三月一三日、老健法改悪反対の国会行動を組み、五月まで毎週継続することにした。また、医団連も同日、国会行動を組織、五月まで毎週継続することになった。

保団連は三月二八日、一部負担の引き上げに反対している日本医師会にたいし、老健法の改悪反対で共闘を推進するよう要望書を提出した。同日、医療協、保団連、日患同盟など「くらしと福祉」に参加する中央総行動実行委員会は、「老人医療の患者一部負担増、老人保健施設などの老人保健改悪阻止」を求めて総決起集会を開き、国会請願をおこなった。保団連はさらに四月一三日、「四・一三老人保健法改悪阻止、国民医療を守る全国保険医決起大会」を開催、「老人医療費一部負担増反対」などを内容とする決議を採択し、デモ行進をおこなっている。

八六年春闘の山場を迎え、社保協は四月八日、老健法、国保問題で厚生省交渉をおこない、労働五団体は一六日、「老健法改悪反対集会」を開いた。この集会に出席した社、公、民、社民連代表は、「四党一致して今国会では老健法改革案は廃案に追い込む」と決意をのべた。国民春闘共闘会議はさらに一七日、「四・一七老人保健法改悪阻止中央決起集会」を開催、「全国民の生命と健康、くらしを脅かす老人保健法改悪に反対する訴え」を採択、国会へデモ行進をおこなった。

衆議院社会労働委員会の審議が大詰めにきた五月二〇日、国民春闘共闘会議、中央社保協、全国高退連共催の「老人保健法改悪阻止中央集会」は、「この集会を老健法改悪案を廃案に追い込むための新たな出発点とする」集会アピールを採択した。老健法改定法案は同日、衆議院社労委で自民党の賛成多数により継続審議になり、二二日、本会議で継続審議が決定した。

五月二一日に開かれた健保中連第一二回総会は、廃案にはならなかったが、今国会で阻止でき

たことを新たな出発点とし、「修正を許さず、必ず廃案に」をスローガンに、参議院選挙に向けての諸行動を確認した。

六月二日、第一〇五臨時国会が召集され、衆議院は解散、衆参同日選挙になった。継続審議の老健法等の改定案は廃案になった。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
